

# にじいろ国際協同組合 から版

〒312-0063 茨城県ひたちなか市田彦999-43大高ビル1F

☎ 029-212-8887 ✉ [info@nijiiro-oct.com](mailto:info@nijiiro-oct.com) <https://nijiiro-oct.com>

## 労働基準法が約40年ぶりに大幅に改正される見込み

働き方の多様化や人手不足による長時間労働の発生といった現代の状況から、労働基準法の大幅な改正が検討されています。改正の内容や時期等はまだ議論の段階ですが、話題にあがっている内容としては次のものがあります。

- ◇14日以上連続勤務の禁止
  - ◇勤務間インターバルの義務化
  - ◇つながらない権利（勤務外時間の連絡制限）
  - ◇法定休日の明確化義務
  - ◇有給休暇取得時の賃金算定ルールの見直し
- ※内容等は変更となる可能性があります。



外国人技能実習生については、自ら権利を主張することが難しい立場に置かれやすいという現実があるため、「日本人労働者と同じ基準でよい」という考え方にとどまらず、**外国人であるがゆえに生じ得るリスクを踏まえ、より慎重かつ丁寧に労務管理を行う姿勢が**、受入企業および監理団体双方に求められます。

- ・長時間労働の常態化
- ・休日の不明確な運用
- ・勤務時間外の連絡



といった点については、形式的な適法性の確認にとどまらず、「実習生が安心して働ける環境になっているか」という実質的な視点での確認が重要です。



2027年4月1日から施行

## 育成就労制度 始まります

今後の外国人の採用のご予定がある企業様 **技能実習制度 or 育成就労制度** どちらでご検討されますか？

2つの制度の一番大きな違いは「**長期雇用が可能**」と「**転籍の自由**」です

### 技能実習制度

目的：「国際貢献（技能移転）」

期間：最長5年（1号+2号+3号）

3号に上がることは難しく、実質2号までの3年間の場合が多いです。

転籍は「原則不可」です。

### 育成就労制度

目的：「人材育成」および「人材確保」

期間：原則3年間

その後、特定技能へ移行可能

特定技能1号(5年)への移行を前提とした制度設計

一定の条件を満たせば、転籍が可能になります。

1年～2年の就労の後転籍が可能です。

今後は「**選ばれる企業**」であることが重要になります。

にじいろでは、現行の外国人技能制度は

## 2026年9月の面接が最後となります！！

### ■監理団体からのお知らせ■

制度改正や今後の実習生受入について等、ご不安事やご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。また、今月は定期監査月となります。お忙しいところ恐縮ではございますがご協力の程よろしくお申し上げます。寒さ厳しい時期が続いておりますので、実習生の健康管理・安全管理にもご配慮いただけますと幸いです。

今後も、円滑な実習実施体制の構築に向けて支援してまいりますので、引き続きどうぞよろしくお申し上げます。

Vol.62 発行 若月

